

令和7年度 摂津市人間尊重のまちづくり審議会 要点録

日 時：令和8年1月26日(月)午前10時から午前11時54分まで

場 所：摂津市役所 2階203会議室

出席者：委員11人（3人欠席）

事務局：末永人権女性政策課長、長澤副主査、和田主事

次第

1. 開会
2. 令和6年度における第2期人権行政推進計画の進捗報告
3. その他
4. 閉会

議事録（要約）

【開 会】

事務局：(あいさつ) (事務局紹介) (資料の確認) (審議会開会規則の説明) (委員の出席状況報告) (委員変更の報告)

これより議事の進行を委員長にお願いする。

委員長：これより、摂津市人間尊重のまちづくり審議会を開会する。

次第に沿って進める。

案件2、第2期人権行政推進計画における令和6年度の施策進捗について、事務局より報告をお願いする。

事務局：（以下、第2期人権行政推進計画冊子34～41ページの各具体的施策に係る取組実績について、事前送付資料※を用いた説明）

※摂津市行政経営戦略進捗状況にて確認可（市HPにて公表 87～104ページ）

補足説明となるが、事前送付資料中の「中項目」が、計画冊子34ページから記載の「具体的施策」に対応している。照らし合わせながらご確認いただきたい。

<施策の方向（1）人権教育・啓発の推進>

計画冊子34ページ

「具体的施策①学校等における人権教育の推進」

- ・人権啓発推進事業(人権女性政策課)における「人権教室の実施」に関する報告

計画冊子35ページ

「具体的施策②地域社会における人権教育・学習の推進」

- ・男女共同参画推進事業（人権女性政策課）における「男女共同参画センターの講座実施」

に関する報告

- ・人権啓発推進事業（人権女性政策課）における「人権啓発教材（DVD）の貸出状況」に関する報告
 - ・適応指導教室事業（教育支援課）における「適応指導教室の運用実績」に関する報告
- ※「具体的施策③職員・教職員・福祉関係者等の育成」は割愛。

計画冊子36ページ

「具体的施策④平和意識の高揚」

- ・平和施策推進事業（人権女性政策課）における「核兵器禁止条約の早期締結を求める署名収集」に関する報告

「具体的施策⑤人権啓発の推進」

- ・人権啓発推進事業（人権女性政策課）における「人権を考える市民のつどいにおける取組・人権週間中の街頭啓発」に関する報告
- ・障害者理解促進研修・啓発事業（障害福祉課）における「虐待等防止啓発パネル展・人権週間中の街頭啓発」に関する報告
- ・高齢者権利擁護事業（高齢介護課）における「虐待等防止啓発パネル展」に関する報告
- ・児童虐待防止キャンペーン事業（こども家庭相談課）における「虐待等防止啓発パネル展・児童虐待防止推進月間中の街頭啓発」に関する報告

以上、施策の方向（1）人権教育・啓発の推進についての報告とさせていただきます。

委員長：それでは、施策の方向（1）人権教育・啓発の推進における進捗報告に関する質疑応答に入る。質問だけでなく各報告に関する追加説明の希望でも構わないが、どうか。

委員：いくつか質問をさせていただきます。

（計画冊子35ページ 「具体的施策②地域社会における人権教育・学習の推進」

「男女共同参画センターの講座実施」に関する報告についての質問）

令和7年度のウィズせつつカレッジでは、講座選択制や一部夜間開講などの工夫をしたとのことだが、結果として受講者数がどれだけの割合で増加したのかをお聞かせ願いたい。

（計画冊子36ページ 「具体的施策④平和意識の高揚」

「核兵器禁止条約の早期締結を求める署名収集」に関する報告についての質問）

全体の署名数は662筆とのことだが、そのうちオンラインでの署名はどれくらいの割合だったのか。また、どれくらいの割合を予定していたのか、お聞かせ願いたい。

（計画冊子36ページ 「具体的施策⑤人権啓発の推進」

「人権を考える市民のつどい」に関する報告についての質問）

令和6年度の人権を考える市民のつどい参加者数は、前年に比べ倍以上となっているが、大

幅な増加につながった要因は「テーマ選び」なのか、「周知方法等の工夫による成果」なのかどちらか。補足で説明願いたい。

委員長：事務局より回答願う。

事務局：1つ目のご質問について回答する。

従来のウィズせつつカレッジは、全10回の講座を前期と後期に分けて受講いただくこととなっていた。加えて、前期の5講座のうち3講座以上の受講が修了していなければ後期には進めないという条件があり、修了を諦める受講者が一定数存在していた。

令和7年度は前期後期の括りをなくし、必修講座＋選択講座の合計で10回とすることで、ハードルを下げるのがねらいであった。受講者の数だけを見ると大きな変化はなかったが、中身としては若年層の受講が増えた。引き続き動向を注視する。

2つ目のご質問について回答する。

オンラインによる署名の割合は全体の3%程度であり、実際のところ数値化した目標があったわけではない。オンラインでの署名受付を開始した理由として、署名へのハードルを下げるとともに、署名数の集計がスムーズになることがある。また、他の事業における申し込みもオンライン化してきていることを踏まえ、今後の運用として継続していきたい。

3つ目のご質問について回答する。

やはり、テーマによってどれだけ興味を持ってもらえるのが要因であると考えている。

令和6年度のテーマは「若い」という自分事として捉えてもらいやすいものであったため、より多くの市民に興味を持っていただけたのではないかと考えている。

他事業においても、集客は非常に苦労しているものの、引き続きLINE等のデジタルツールを用いた広報に注力するとともに、市民団体等の顔の見える関係におけるネットワークを生かした周知に取り組む。

委員長：委員、よろしいか。

委員：3つ目の回答についてである。

テーマ選定が動員数の大幅な変動の要因ということだったが、幅広いテーマでの実施をするうえでは、動員数以外で成果指標（KPI）を設定した方が良いのではないかと。

一例だが、興味・関心を持つ人は自然と来るのであれば、それ以外の人における理解度や関心に対してアプローチできたかを、アンケートなどで深掘りする方法がある。

「興味はなかったが、理解が深まった」と回答した人の数を成果指標（KPI）にするなどの検討をしてみたいか。つどいを開催することの意義を、より明確にできるのではないかと。

別件で、追加で2点質問をさせていただきたい。

（計画冊子35ページ「具体的施策②地域社会における人権教育・学習の推進」

「人権啓発教材（DVD）の貸出状況」に関する報告についての質問）

このDVD教材について、内容等の経年から教材の更新を検討するという話があったが、いつまでにどれぐらいのペースで更新するという計画があればお聞かせ願いたい。

(計画冊子35ページ「具体的施策②地域社会における人権教育・学習の推進」

「適応指導教室の運用実績」に関する報告についての質問)

進学や毎日登校が実現した子どもたちの数が、前年度に比べ倍になっていることの要因について、分析結果はあるか。増加した要因というのは、潜在的なケースを掘り起こしたからなのか、事業の周知が広まったからなのか、傾向等があればお聞かせ願いたい。

事務局：まず、DVD教材の件について回答する。結論から言うと、特に具体的な計画を立てているわけではないが、可能な限り新しい情報の提供に努めたいというのが前提としてある。

ありがたいことに、昨年は人権に関する事業への活用を希望され、寄附をいただいた。

教材の更新については長年予算面で課題となっていたが、いただいた寄附を活用し、DVDの購入を考えているところである。

委員：適応指導教室の質問については私から回答させていただく。

前回の審議会でも話したが、令和4年度まで教室は1か所のみであった。そのため、保護者の送り迎えが必要となる小学生の利用は少数にとどまっていたが、拠点が3か所になり通いやすくなった小学生の利用が増えたことがある。加えて、学校に配置されている適応指導担当教員から、保護者に対して状況に応じた声掛けを行うことにより、教室見学のきっかけづくりにつながってきたことがある。少し前までは、利用者のほとんどが中学生だったが、今は小学生の方が多い。これは親側の「小学生にとっては学校に行くということに意味がある」という風潮がなくなってきたことも一因と言える。

もう一点、16名が進学したという記述についての補足だが、16名というのは利用者数48名に占める中学3年生の数であり、進路選択の時期にあった生徒全員の進学が実現したという意味であることを申し添えておく。

委員長：ご意見のあった「人権を考える市民のつどい」における成果指数(KPI)について、事務局には検討および分析を進めていただくよう、よろしく願います。ほかに、ご意見やご質問等はないか。

委員：先ほど、適応指導教室の利用が低年齢化しているというお話があったが、それは保護者の意識が変わってきたからなのか、それとも社会情勢の影響で学校に行きづらい子が増えてきているのか、委員はどうお考えかお聞かせ願えないか。

委員：自分が教員をしていたひと昔前の話であるが、当時は担任が生徒の家に迎えに行っていた。そして、小学生はまだ「学校に行かなくては」という気持ちが根底にある子が多かったため、担任の働きかけによって学校に来ることができていたように思う。しかし、児童数の増加によって従来の方法での対応が難しくなったことと、「何が何でも学校へ行かせるべきだ」とい

う親の考えが変わってきたことの双方が絡んでいると思っている。

しかし、小学生における完全不登校の児童数は少ない。週に数日は学校へ来て別室で学習している子や、適応指導教室と学校を行き来している子もいる。孤立を防ぐための一つの選択肢として適応指導教室の存在を呼び掛けている。長期での利用を想定しているわけではなく、あくまでも段階を踏んで学校に戻していくことが目的である。

回答としては、親の考え方が変わってきたことの影響が大きいのではないかと考える。

委員：「こどもまんなか社会」の理念というのは普及されているように思うか。

子どもの言うことを尊重しようという考えというか。

委員長：私が教員をしていたときも、担任や保護者の努力のもとに学校へ戻ることができた子はいたが、戻った後に好転していった子と負担になっていた子がいたのではないかと振り返る。負担になっていた子は、しんどさを抱えながら進学し、大人になり社会に出ても影響が出て来たりする。「絶対に学校に行かなければならない」という意識ではなく、社会、保護者、学校が将来への影響を理解し、子どもの意思を尊重してより良い環境を作っていこうという意識改革があって、今があるのではないかと感じている。一番重要なのは、その子自身がどう感じるかであり、それを周囲がいかに関心を持って接するかによって、子どもがはつらつと過ごせる環境づくりにつながるのではないかと思う。

委員：素朴な疑問として聞かせていただいた。ご回答いただき感謝申し上げます。

委員長：ほかに、ご意見やご質問等はないか。

委員：お伺いしたい。

（計画冊子34ページ「具体的施策①学校等における人権教育の推進」

「人権教室の実施」に関する報告についての質問）

1中ではスマホ人権教室を実施したということだが、これは元々計画があって実施されたものであるのか。

事務局：法務大臣より委嘱された人権擁護委員による活動の一つである。

令和6年度に大阪法務局が作成したオリジナル教材（PPT）を用いて実施しているもので、依頼があった場合に実施することとしている。学校における実施の需要が高いのではないかと考えている。

委員：1中では、何年生に向けての実施だったのか。

事務局：1年生200名に向けての実施であった。

委員：やはり中学校からの依頼が多いのか。

事務局：令和7年度は小学校からの実施依頼が2件であった。スマホ所持の低年齢化が背景にあると思われる。

委員：令和7年10月には、愛知県豊明市でスマホの使用時間に関する条例が施行され、同年12月にはオーストラリアで16歳未満のSNS使用を禁止する法律が施行されるなどしている。直近では、いじめの現場を撮影した動画がSNS上で拡散され、いじめ重大事態と認定された件もある。今後需要が高まってくるだろうし、学校で実施することに意味があると思う。

事務局：引き続き校長会などで周知し、実施につなげていく予定である。

委員長：よろしく願います。ほかに、ご意見やご質問等はないか。

委員：(意見、質問なし)

委員長：それでは、続いて施策の方向(2)人権擁護・相談体制の充実について、事務局より報告をお願いします。

事務局：それでは、計画冊子37ページから、事業報告に移らせていただく。

<施策の方向(2)人権擁護・相談体制の充実>

計画冊子37ページ

「具体的施策①相談体制の充実」(割愛)

計画冊子38ページ

「具体的施策②相談機関の連携強化」

- ・女性問題相談事業(人権女性政策課)における「困難女性支援法の施行に伴う事業展望」に関する報告

「具体的施策③プライバシーの保護」(割愛)

計画冊子39ページ

「具体的施策④誰もが安心して暮らせる環境の整備」

- ・国際理解教育推進事業(学校教育課)における「多文化共生社会における地域交流」に関する報告

以上、施策の方向(2)人権擁護・相談体制の充実における報告とさせていただきます。

委員長：それでは、施策の方向(2)人権擁護・相談体制の充実における進捗状況に関する質疑応答

に入る。今の報告内容について、ご意見やご質問等はないか。

委員：多文化共生プロジェクトは非常に大切な取り組みである。今の社会情勢としては、外国人を排斥するような動きがあり、行政としても難しさを感じているのではないかと思う。
市に対してはそのような動きに賛同するような意見や問合せが入ってくることはないのか。

事務局：現時点では、そういったご意見や問合せ等は把握していない。

委員長：役所、地域、学校、国際交流協会等で何か聞かれたことはないか。

事務局：市内小中学校においては、国際理解社会人講師の派遣など、多文化共生をはじめとする人権教育に力を入れているところである。一方で、社会全体における労働や差別などの諸問題については根深い。行政の立場からも、より一層啓発や周知に力を入れていく必要があるうえ、他課連携をしながら実態の把握に努める。委員の皆様においても、ご協力いただければ幸いである。

委員：学校現場における話の補足である。近年、重大事案となるようないじめが発生しているが、「外国人」という理由での事案は今のところ挙がってきていないことを申し添える。

委員長：ほかに、ご意見やご質問等はないか。

委員：学校現場の話はあったが、外国人の親御さんに対する教育というのではないのか。
当番制になっている住宅の共用部分などの掃除を、いくら教えてもしてくれない。
日頃、外国人が事件を起こすとニュースなどで取りざたされる気がしていて、外国人が複数人で集まっているのを見ると、気持ちの面で構えてしまう自分がいる。

委員：コミュニケーションをとるのが難しい関係になっているように思う。

委員：実際に難しく感じている。

委員：一部にフォーカスを当てるとそうなるかもしれないが、日本に労働を目的として来ている人や家族を持っている人、さまざまな人がいる。国際交流協会に関わりのあった外国人の方の話を聞いていると、子どもに関しては学校にとっても馴染んでいと聞く。一方で、大人に関しては、思い込みなどから「怖い」という感情を抱いてしまいがちである。しかし、それは一旦横に置いてみてほしい。実際にそうなのかどうかは別である。市内のある会社が外国人を研修生として受け入れるという表明を出した際、周囲の住民らによる反対運動が起こった。しかし、実際に来た研修生たちはどうなのかというと、ゴミ出しもちゃんとしているし、挨拶もしっかりする。最終的に、住民らからは「研修生らは優しい人たちだ」という声を聞

くことができた事例がある。やはり、習慣の違いがあったり、ゴミ出し一つとってもルールが複雑だったりするため、こちら側の何度も丁寧に教えるという姿勢が必要なのではないかと考える。

委員：国際交流協会の月例会議では、自治振興課の職員も含めて協議を行っている。内容としては、転入して来た外国人市民に対するフォローとして、生活上のルールをまとめた冊子やチラシ等の配布検討などである。日常生活に関する情報の提供を自治振興課にて補えればという話が出ている。

委員：それは、転入して来た外国人市民全員に、ということか。

委員：全員に直面での対応をするのは難しいため、住民登録時に市民課にて必要となる窓口を案内している中に、「日常生活に関する困りごとは自治振興課へ」という内容も入れてもらえないかという話である。手続きのスタート地点となる市民課での案内や、冊子やチラシ等における情報提供をはじめとし、外国人にとって分かりやすいアナウンスをする体制をとってほしいというのが、国際交流協会からの願いである。

委員長：ほか、いかがか。

委員：一つ課題として感じるのは、寮についてである。会社が外国人研修生を受け入れるための寮として、空き家を利用しているケースも多い。会社側は市に対して、この空き家を寮として利用し、外国人研修生を居住させることの申告はしているのだろうか。会社側が市に申告を行い、何かあれば担当者宛てに連絡するようという連携ができれば良いのではないか。どうしても来日したばかりの人々とは、言語の壁がある。日常生活におけるルールの説明については、周囲の住民が直接するよりも、会社で説明してもらう方が伝わると思う。市に対して周囲の住民から問合せがあったときに、会社の担当者へ連絡が取れるようにしておくという体制が重要なのではないか。ちょっとした連絡の取り方で解消する課題もあると思う。ぜひそういった体制構築を検討してほしい。

委員長：日本は、文化の違いに関する理解が寛容でない部分があるように感じる。自国にない文化だからできないことがあるという理解は必要だと思う。しかし、日本人であってもゴミ出しのルールを守れない人はいる。つまり、日本人か外国人かという話ではなく、ルールの徹底に関する話である。今後も、摂津市民が住みやすいまちとなるよう、各関係機関で協議・検討を行っていただきたい。ほかにご意見やご質問はないか。

委員：(意見、質問なし)

委員長：それでは、続いて施策の方向(3)市民参画による人権施策の推進について事務局より報告をお願いします。

事務局：それでは、計画冊子40ページから、事業報告に移らせていただく。

計画冊子40ページ

「具体的施策①市民団体への支援」（割愛）

計画冊子41ページ

「具体的施策②市民団体・事業所等との協働」

- ・人権啓発推進事業(人権女性政策課)における「摂津市人権協会、世界人権宣言摂津連絡会議および摂津地区人権擁護委員との協働実施事業」に関する報告

以上、施策の方向（3）市民参画による人権施策の推進についての報告とさせていただきます。

委員長：それでは、施策の方向（3）市民参画による人権施策の推進における進捗状況に関する質疑応答に入る。今の報告内容について、ご意見やご質問等はないか。

委員：（意見、質問なし）

委員長：私から一点、人権啓発作品展についてお伺いしたいことがある。

私を知る範囲では、参加者が1000人程いた年もあったと記憶している。良い作品をより多くの人に見てもらいたいと思うが、参加者数の推移についてはどんな状況であるのか。

事務局：人権週間後も人権協会の校区推進員による運営で、公民館等を用いて校区ごとに展示を行っているところである。人権週間中のコミュニティプラザにおける展示については、参加者は親子や関係団体が多く、学校から生徒を連れ立って見学にくるというケースは少ない。コロナがきっかけでの減少も一因としてある。引き続き市側も、校区における展示や取組み等を含む周知については、課題として考えていく必要がある。

委員長：家から行きやすいという理由などで、コミュニティプラザではなく各校区での展示の方に人が流れている部分もある。会場に行けば分かるとおり、学校をはじめ、人権推進企業連絡会、障害者支援施設の方々による作品など、本当にさまざまところから作品が集まってきている。もっと知ってもらわなければもったいない。どうすれば作品を見に行ってみたい、作品展のことを広めたいと思うのか、時間が許す限り意見交流ができればと思う。

委員：啓発作品展の周知についてチラシ等は配布しているのか。

事務局：広報紙、LINE 配信、人権週間の周知チラシへの掲載等で周知を図っている。

委員：学校が連れ立って見に来るとか、中学生や高校生にも参加を促し、今の小学生がどんなことを考えているのかを知ってもらう機会とするのも良いのでは。

委員：もっと作品を制作した本人らの来場があっても良いと思うが、参加者が1000人程いたときというのはどのような人たちが来ていたのか。

委員長：当時は学校が連れ立って来ていたこともあり、児童が多かった。ただ、児童の他に一般の方の来場も今よりはあったように思う。委員のみなさまの活動と関わりの深い方々にも広く周知していただけると良いのではないか。

事務局：校区ごとの展示については、参加者数が延べ300人という報告が上がったところもあり、コミュニティプラザでの展示よりも参加者が多い結果となっている。

しかし、校区ごとの展示では、該当校区の学校や施設による作品の展示のみにとどまっている。やはり、見に行く場所が遠方になるとハードルが上がってしまうということであるので、各校区で展示する作品を入れ替えるなどし、他校区の作品が近場で見られるような体制を取ればと考えている。引き続き、協議・検討を進めてまいりたい。

委員：この作品展の実施にあたっては2面性があると思う。

一つは、作品を制作している子ども達が年齢に応じて、さまざまなテーマで「人権」について真剣に考えている。つまり、教育の部分で頑張ってもらっているということ。もう一つは、そのことをどう広めるかということである。先ほどお話があったとおり、手段が限られていて難しい面もあるが、単なる展示ではなく「教育」であることを理解し、広く知ってもらえるよう検討を進める必要があると思う。

委員長：ほかにご意見等はないか。

委員：(意見、質問なし)

委員長：引き続き、多くの人に知ってもらえる手段を考えてまいりたい。

それでは全体の報告を通してご意見等はないか。

委員：人権啓発作品展の作品集を見ての感想になるが、人権やジェンダーなどを子ども達なりに理解して作品を制作しているのだと感じた。ぜひ各校区においても、他校区の作品を見られるようにしてほしいと思う。

委員長：ほかにはいかがか。

委員：(意見、質問なし)

委員長：それでは、案件2が終了したが、最後に事務局より連絡事項があればお願いします。

事務局：前回の審議会でご意見をお伺いした2点について報告する。

- ・人権啓発冊子「ヒューマンライツナウ」の利用範囲に関する明記について、ホームページ更新を行った件
- ・庁内の案内表示における「やさしいにほんご」での表記に関する検討を行った件
(外国人市民に伝わる表記になっているか等の添削が必要となること、施設管理に話が及ぶことから、関係課間で協議が必要。すぐの実現は難しいかもしれないが、それまでの過程においては、今ある案内媒体を活用した手段を検討していく)

報告は以上である。

委員長：ほかにはいかがか。

事務局：委員のみなさまにおいては今月末で任期満了となるが、2年間ご協力をいただき御礼申し上げます。来年度からは、人権行政推進計画の中間見直しへ向け、市民意識調査の内容についての協議を行う予定である。再来年度には、市民意識調査の実施と中間見直しの計画策定を行う。審議会の実施回数は未定であるが、非常にタイトなスケジュールとなることから増える見込みである。もし、来年度も委員として関わっていただけることがあれば、お力添えを賜りたい。よろしくお願いします。事務局からは以上である。

委員長：それでは、以上で、令和7年度摂津市人間尊重のまちづくり審議会を閉会する。